

学校感染症の登校許可証について

1 医師が記入した登校許可証が必要な感染症

病名	出席停止期間の基準	登校許可証
百日咳	特有の咳が消失するまで または 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	*五枚綴りの「診断書（登校許可用）」に医師の証明をもらい、登校する際に学校に提出する。 *市内と市外の病院では用紙が異なる。
麻疹（はしか）	解熱した後 3 日を経過するまで	
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	
風疹	発疹が消失するまで	
水痘（みずぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで	
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消失した後 2 日を経過するまで	
結核	医師が感染のおそれがないと認めるまで	
髄膜炎菌性髄膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで	
腸管出血性大腸菌感染症	医師が感染のおそれがないと認めるまで	
流行性角結膜炎（はやり目）	医師が感染のおそれがないと認めるまで	
急性出血性結膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで	

2 医師から登校可能と判断を受けた上で保護者が記入した届けが必要な感染症

病名	出席停止期間の基準	登校許可証
インフルエンザ	発症後 5 日、かつ、解熱後 2 日を経過するまで	インフルエンザ専用の登校再開届（保護者が記入）

3 医師から登校可能と判断を受けた上で保護者が記入した届けが必要な感染症

病名	登校のめやす	登校許可証
溶連菌感染症	適正な抗菌剤治療開始後 24 時間を経て全身状態が良ければ登校可能	は、診断書に医師の診断をもらっている。 保護者が記入する新しい様式「学校感染症（第3種その他）の登校再開届」現行で
マイコプラズマ感染症	急性期症状が改善した後、全身状態が良ければ登校可能	
ヘルパンギーナ	熱がなく、全身状態が良ければ登校可能	
感染性胃腸炎	下痢・嘔吐から回復した後、全身状態が良ければ登校可能	
手足口病	発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可能	
伝染性紅斑	発疹(リンゴ病)のみで全身状態が良ければ登校可能	
ウイルス性肝炎	A 型・E 型：肝機能正常化後登校可能 B 型・C 型：出席停止不要	